

事務連絡
平成 30 年 5 月 31 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用にあたっての
地域医療構想調整会議への協議について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例 5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の施設設備整備については、当該施設設備整備が地域医療構想の達成に向けたものであることを担保するため、当然ながら、地域医療構想調整会議において当該施設設備整備の実施について合意されたものが本基金の対象となることです。

各都道府県におかれては、地域医療構想の達成に向けた議論を円滑に進めるため、地域医療構想調整会議を定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催することも可能ですが、上記の施設設備整備については、定期開催の地域医療構想調整会議だけでなく、臨時開催の地域医療構想調整会議で合意されたものも本基金の対象となりますので、お知らせします。

各都道府県におかれては、本基金を活用した地域医療構想の達成に向けた施設設備整備を積極的に進めるため、地域医療構想調整会議において十分な協議に努めていただくようお願いいたします。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
代表 03-5253-1111(内線 2771・2661)
直通 03-3595-2186
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）長 様

保健福祉部地域医療推進局地域医療課長

病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）に関する運用
について

このことについて、病床機能分化・連携促進基盤整備事業は、地域医療構想の実現に向け、圏域で不足する病床等の機能を確保するため施設・設備整備に補助するものです。

この度、平成30年6月18日付け地医第411号による通知「地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用にあたっての地域医療構想調整会議への協議について」を踏まえ、当該事業に関する運用を次のとおり定めましたので、事業の運用や実施事業者に対する指導等につきまして、よろしく申し上げます。

記

- 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）の運用について
別紙1のとおり
- 2 病床機能分化・連携促進基盤整備事業の申請スケジュール（予定）
別紙2のとおり

（医療政策グループ主査（医療施設）
電 話：011-231-4111 内線25-323
F A X：011-232-4472

病床機能分化・連携促進基盤整備事業(施設整備・設備整備)の運用について

1 病床機能の転換

「急性期⇒回復期」、「急性期⇒慢性期」及び「慢性期⇒回復期」の病床機能の転換に伴う施設整備及び設備整備について、「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」の補助対象とする。ただし、各圏域において、不足する病床機能を確保するための取組であるかどうかを協議するため、地域医療構想調整会議において事業計画に関する事前協議(※)を行うこととする。

2 医療施設等への転換など、病床の適正化

本道は非稼働病床が他府県と比べ非常に多い、在宅医療の担い手となる医療機関や訪問看護ステーションの空白地帯も存在する等、本道の特殊性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関のダウンサイズを図りつつ、必要な機能(在宅医療等)を確保する取組について広く支援していく観点から、事業を実施していく。

なお、「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」の活用にあたっては、各圏域において、不足する機能を確保するための取組であるかどうかを協議するため、地域医療構想調整会議において事業計画に関する事前協議(※)を行うこととする。

【参考】

転換前	転換後	補助メニュー	備考
一般病床	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所 ・訪問看護ステーション ・残存する病床の機能強化 ※急性期機能の強化に資する手術室の改修等、従事者の負担軽減に資するスタッフルームの整備等、入院・外来患者の集いの場の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修、改築、創設いずれも事業費の1/2を補助 ※事業費は「転換前の病床数×502万2,500円」を上限 ※「残存する病床の機能強化」は「改修・改築」のみ ○設備 医療機器等備品購入費の1/2を補助 ※1カ所当たり10,800千円を上限 	医療介護基金(医療分)(医政局関係)
医療療養病床	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所 ・訪問看護ステーション ・残存する病床の機能強化 ※回復期機能の強化に資する訓練室の改修等、従事者の負担軽減に資するスタッフルームの整備等、入院・外来患者の集いの場の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修、改築、創設いずれも事業費の1/2を補助 ※事業費は「転換前の病床数×502万2,500円」を上限 ※「残存する病床の機能強化」は「改修・改築」のみ ○設備 医療機器等備品購入費の1/2を補助 ※1カ所当たり10,800千円を上限 	医療介護基金(医療分)(医政局関係)

3 病院の機能の再編・ネットワーク化

地域医療構想の実現に向け、圏域内の複数の医療機関が病床機能の再編・ネットワーク化を行い、病院の機能、役割を明確化した際に必要な施設・設備整備に補助するものであることから、「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」の活用にあたっては、各圏域において、不足する機能を確保するための取組であるかどうかを協議するため、地域医療構想調整会議において事業計画に関する事前協議(※)を行うこととする。

※ 調整会議議長と事務局の協議のうえ、書面報告による協議であっても差し支えない(別紙「書面による開催通知例」参考)。

なお、調整委員から計画内容の疑義などがあった場合は、事務局から事業者に通知すること。

平成30年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業
申請スケジュール(予定)

H30年6月中旬	事業実施希望調査
(H30年7月?)	基金国内示)
H30年7下旬~	施設整備及び設備整備の事業計画【「病院機能再編・ネットワーク化事業」の事業計画含む】について、地域医療構想調整会議にて報告(事業採択までに報告)
H30年8月3日	希望調査締め切り
H30年8月	総医協地域医療専門員会において基金事業に係る北海道計画協議
H30年9月	事業者に対して内示(事業採択)
H30年10月	交付申請
H30年11月	交付決定

平成31年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業
申請スケジュール(予定)

H30年8月下旬	平成31年度事業実施希望調査
H30年9月下旬	希望調査締め切り
H30年10月～	道予算要求
H30年10月～	施設整備及び設備整備の事業計画【「病院機能再編・ネットワーク化事業」の事業計画含む】について、地域医療構想調整会議にて報告(事業採択までに報告)(次年度の第1四半期を目途に)
(H31年7月?)	基金国内示)
H31年8月	総医協地域医療専門員会において基金事業に係る北海道計画協議
H31年9月	事業者に対して内示(事業採択)
H31年10月	交付申請
H31年11月	交付決定